

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

対象となる方

- 1 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者
 - (1) 事業収入や給与収入等、収入の種類ごとの収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計が400万円以下であること

対象となる保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限の保険料

減免額

- 1 死亡又は重篤な傷病を負った場合 全額免除
- 2 所得の減少が見込まれる場合 一部減免
対象保険料額×減免割合により計算された額
対象保険料額＝ $A \times B / C$
A 第1号被保険者の保険料額
B 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額

減免割合

前年の合計所得額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得額にかかわらず、対象保険料額の全額が免除されます。

申請書

- ・介護保険料減免申請書
- ・収入申告書

必要な書類

- 死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ・死亡診断書
 - ・医師の診断書

世帯の生計を担う方の事業収入等の減少が見込まれる世帯

- ・令和3年中の収入、所得がわかる書類
- ・令和4年中の収入、所得見込額がわかる書類（帳簿、給与明細等）
- ・収入減少、事業廃止、失業等の原因が新型コロナウイルス感染症の影響とわかるもの

(例) 退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届 等

申請方法

減免申請書及び必要書類を市役所税務課へ提出してください。減免申請書等を提出される場合は、必ず事前に電話でご相談ください。

問い合わせ先

伊佐市役所 税務課 市民税係 電話 0995-23-1311 (内線 1186～1189)